

## 介護予防短期入所事業 養護老人ホーム慶和園 ご利用料金表

介護予防ショートステイ（介護予防短期入所生活介護）利用の方 ※令和 7年5月1日～適用

### ①介護予防短期入所生活介護サービス費

下記は1日あたりの介護サービス費の単位数で、京極町の場合1単位＝10円です。下記の数値がそのまま1日あたりの利用負担額（円）となります。 （単位／日）

利用日数 分算定	サービス内	要介護度	要支援1	要支援2
	併設型Ⅰ介護予防短期入所生活介護費 従来型個室(減算後単位)	1割	437	544
	併設型Ⅰ介護予防短期入所生活介護費 従来型個室(減算後単位)	2割	875	1088
	併設型Ⅰ介護予防短期入所生活介護費 従来型個室(減算後単位)	3割	1312	1633

□夜間職員配置減算について・・・当該事業における夜間配置職員について、養護老人ホームの夜勤者と兼務していることから介護保険サービス費の算定基準上、減算(3%)の取り扱いになります。

□下記の各種加算についてはご利用者の状況及び当施設のケア体制整備状況に応じて算定致します。(単位／日)

該 当 時 に 算 定	加算名	内 容	1割	2割	3割
	送迎加算	利用者の自宅から当該施設まで当該施設職員が送迎した場合に加算(片道につき)	184	368	552
	療養食加算	療養食を提供した場合	8	16	24
	サービス提供加算Ⅰ	介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上の体制を整えている場合	18	36	54
	在宅中度者受入加算	訪問介護サービスを利用している在宅の中重度者が当事業所においてもなじみお訪問看護事業所に健康上の管理等を行える体制をとっている場合	425	850	1275
	看護体制加算	各事業所(入所・ショート)に常勤看護師1人以上配置している場合	4	8	12
		最低基準を1人以上上回って看護職員を配置し手厚い体制を整えている場合	16	16	48
	夜間職員配置加算	夜勤を行う看護・介護職員が最低基準を1人以上上回って配置している場合	13	26	39
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者を受け入れ、個別に担当職員を定めている場合	120	240	360
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症日常生活自立度Ⅲ以上で、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難と医師が判断した方を受け入れた場合7日を限度に算定	200	400	600
生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護現場における生産性の向上の取り組み(介護ロボット、ICT等の活用、業務改善)に対する加算	10/月			

介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護サービス費＋その他加算料金を含めた料金の14.0パーセント相当額を算定。  
※加算内容によって変動があります。

※区分支給限度基準額(単位)

要支援1 5032単位

要支援2 10531単位